

食品の表示制度に関する懇談会における
「中間とりまとめ案に盛り込むべき事項」について

上智大学法学部教授
江 口 公 典

すでに提出した意見や懇談会会合における発言において、主要な意見はすでに述べた。以下、その骨子を要約することとしたい（一部補足を含む）。なお、おおむね、懇談会の前回会合において配布された「中間とりまとめ骨子（案）」に即して述べることとする。

高度化・複雑化している現在の経済社会において、一般消費者が多くのリスクにさらされていることは、従来から周知のことであった。そして、近時の乳製品や食肉をめぐる一連の事件をとおして、そのリスクが現在のわが国ににおいてきわめて深刻な状況にあることが明らかとなった。

このような状況に適切に対処するためには、食品表示制度の充実を図る必要があることはいうまでもない。その場合、とくに次のような点に留意すべきであろう。

１．「中間とりまとめ骨子（案）」３（１） について

安全・選択のために必要な表示は充実させていくということを基本とすべきであり、義務的表示を一般的に限定の方向で考えることには問題がある。限定論の考え方の論拠に若干の意味があるとすれば、必要な表示をどのように充実させていくのかという、具体的な表示の仕方あるいは表示の技術の問題のレベルにおいてであろう。平均的消費者像を設定して、そのような消費者に（のみ）必要な表示に限定するという方向は、表示の充実をますます必要としている現状と逆行する。

２．「中間とりまとめ骨子（案）」６ について

一般的には、法律・組織の一元化の方向で検討することに賛成する。他方で、懇談会の検討事項が「食品」、「表示」という二点について限定されていることから、この範囲内で一元化の方向を具体的に実現することには限界がある。すなわち、食品と表示を含めた、消費者と事業者との取引全般に係る法律・制度の改革を広く展望する必要がある、食品表示制度はその（重要な）構成要素であると考えられる。

以上